

平成29年度農業分野における施設外就労現地実証事業 業務仕様書

1 目的

三重県では、平成23年度より、農業の多様な担い手の確保や、障がい者の新たな就労の場の創出につながるよう、福祉事業所の農業参入や農業経営体による障がい者雇用の促進等、農福連携に取り組んできたところである。

こうした中、農福連携の一つの形態である施設外就労（福祉事業所よる農作業受委託）は、一般就労への移行や障がい者の工賃向上に有効な取組である。また、農業経営体にとっても、年間通じての雇用の必要がなく、さらに、福祉事業所の支援員も同行するため、取り組みやすい農福連携の形態である。そのため、農福連携を拡大する可能性の高い取組として、現在、推進を図っているところである。

昨年度に取り組んだ農業分野における施設外就労の実証では、障がい者の職業意欲を高めながら、作業の範囲を拡大させる効果があること、また、農業経営体にとっても労力不足に伴う作業の遅れから生じる品質低下等を防ぐ効果があることが明らかになっている。

そのため、今年度は、複数の福祉事業所と農業経営体が連携する施設外就労の取組を産地全体に拡大を図るため、高齢化に伴う産地の労力確保等を地域の課題として解決するモデル的な現地実証を実施し、施設外就労によって農業分野における障がい者の就労機会をさらに創出をすることを目的とする。

2 業務内容

(1) 委託業務名 平成29年度農業分野における施設外就労現地実証事業

(2) 委託期間 契約の日から平成30年3月23日（金）まで

(3) 委託業務の内容

①施設外就労現地実証のコーディネート

労力確保を課題としている産地や農業経営体と、農業分野への参入や拡大の意向がある福祉事業所（就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所等、就労移行支援事業所等）をマッチングし、農業分野における施設外就労のコーディネートを進める。

なお、マッチングについては、複数の農業経営体と複数の福祉事業所を組み合わせ、地域の福祉事業所と産地が連携してそれぞれの課題を解決する取組につながるよう進めることとする。

また、福祉事業所側（障がい者）の労働条件（実施期間、作業時間、作業料金等）の協議に加え、障がい者が農作業に取り組みやすくなるよう、補助機器や作業改善（作業分割、作業環境の改善等）に対する助言、障がい者に対し農作業の指導や調整等を行う農業ジョブトレーナーの派遣等についてもコーディネートを図ることとする。

②施設外就労現地実証の実施、評価

上記のコーディネート内容を踏まえて、農業経営体、福祉事業所と連携しながら現地実証を実施する。また、施設外就労を推進する際の農業経営体向けの基礎資料とするため、作業難易度等を調査し、施設外就労が農業経営に及ぼす効果等を評価する。

さらに、福祉事業所が農業参入する際の基礎資料とするため、障がい特性と作業難易との関連性、農業が障がい者の自立に及ぼす効果等を評価するとともに、実施可能な農作業の掘り起しや、その実践を通じて、障がい者が取り組みやすい作業の方法や理解しやすい指導方法等を調査する。

なお、調査、評価については、県農業研究所と連携しながら進めることとする。

加えて、現地実証調査に掛かる費用、施設外就労の効率的な実施に向けた補助機器の開発や作

業改善に要する経費、簡易な設備の整備等（屋外仮設トイレのレンタル等）に要する経費については、実証を実施する農業経営体、福祉事業者と協議の上、業務委託費の範囲内で委託事業者から支払うものとする。

③施設外就労拡大のための情報発信

上記の調査・評価結果を基にした、障がい者の農業分野における就労支援のポイント等を盛り込んだ施設外就労推進のためのマニュアル等の作成、現地実証の報告会等の開催を通じて、施設外就労のさらなる普及啓発に向けた情報発信を行う。

3 契約上限額 919,155円（消費税及び地方消費税を含む）

4 委託料の精算、委託料の支払方法及び支払時期

- (1) 本業務の委託料は、原則として委託業務が終了し、県の検査後に受託事業者を支払うものとする。ただし、概算払いの必要がある場合はこの限りではない。
- (2) 派遣される農業ジョブトレーナーの賃金等は、日数等に応じて精算する。また、直接経費等が契約時の見積額を実績額が下回る場合は、その差額を減額精算する。

5 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年制令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規程に該当しない者であること（契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないことなど）。
- (2) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (4) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 企画提案コンペの参加にあたり、国内の法律並びに三重県における諸規定を遵守し仕様書等に基づき適正な提案が行える者。
- (6) 契約の相手方となった場合には、仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を利用できる者。
- (7) 申請書及び添付書類について、個人情報以外は情報公開の対象となることを承諾できる者。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

6 企画提案コンペの実施方法

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「農福連携マルシェ開催事業 企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

(1) 企画提案書の審査

提出された企画提案書により審査を行うこととし、プレゼンテーションは行わない。ただし、特に必要と認められる場合には、実施することもある。

(2) 企画提案コンペの審査基準

施設外就労現地実証を効果的な実施するにあたって必要な以下の①から⑤の項目について、審査を行う。

- ①コーディネート方法の適切さ
- ②想定実施地域の適切さ、実施の実現可能性
- ③現地実証の評価の的確さ
- ④情報発信効果の高さ
- ⑤実施体制、業務遂行能力

(3) 企画提案書提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県農林水産部 担い手支援課経営体支援班
提出期限：平成30年1月16日（火）17時 必着
提出方法：上記提出先まで持参、または郵送とする。

7 提出を求める企画提案資料の内容

- (1) 企画提案参加資格確認申請書（様式1）
- (2) 企画提案書（様式2）
- (3) 費用内訳書（様式3）
- (4) 契約実績（様式4）
過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績を記載すること。
- (5) 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、または「代表者事項証明書」の写し

8 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3-3未納税額がない証明用）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し。
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの）の写し。
- (3) 見積書（様式5）
- (4) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す契約実績証明書（様式4-2）。
- (5) 三重県物件等電子調達システム利用者登録をしていない事業者または共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書」（様式6）。

9 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県農林水産部担い手支援課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金

額の100分の30以上とする。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の108に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。

(4) 契約は、三重県農林水産部担い手支援課において行う。

10 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

11 委託料の支払方法及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

12 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

13 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

14 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

15 その他

- ・受託者は、本委託業務が国庫補助による事業（厚生労働省工賃向上計画支援事業）であることを十分に認識し、本事業の趣旨を理解したうえで、県と連携して業務を実施するものとする。
- ・契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- ・委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条に罰則があるので留意すること。

16 問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部 担い手支援課経営体支援班

担当：富所（とどころ）、小林

TEL：059-224-2354 FAX：059-223-1120

E-mail：ninaite@pref.mie.jp